

都留市文化財保存活用地域計画 作成の目的と背景

計画策定の意義

◆ 文化財保存活用地域計画の役割

- 文化財保護法の第183条の3に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、市町村の総合計画などの上位計画の下に体系づけられるもの。
- 地域の歴史や文化の文脈に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図るとともに、確実な文化財の継承につなげる。
- 文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担う。計画の作成・実施により、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、生かし、伝える体制を構築し、文化財の存続につなげることが期待される。

「文化財保存活用地域計画」の役割

市町村において総合計画などの上位計画の下に体系づけられる、文化財の保存と活用に係る総合的な法定計画

文化財保護行政において
2つの役割を担う

- ◆ 中・長期的な基本方針を定める
マスタープラン
- ◆ 具体的な事業を記載する
アクションプラン

地域計画の2つの役割

マスタープラン

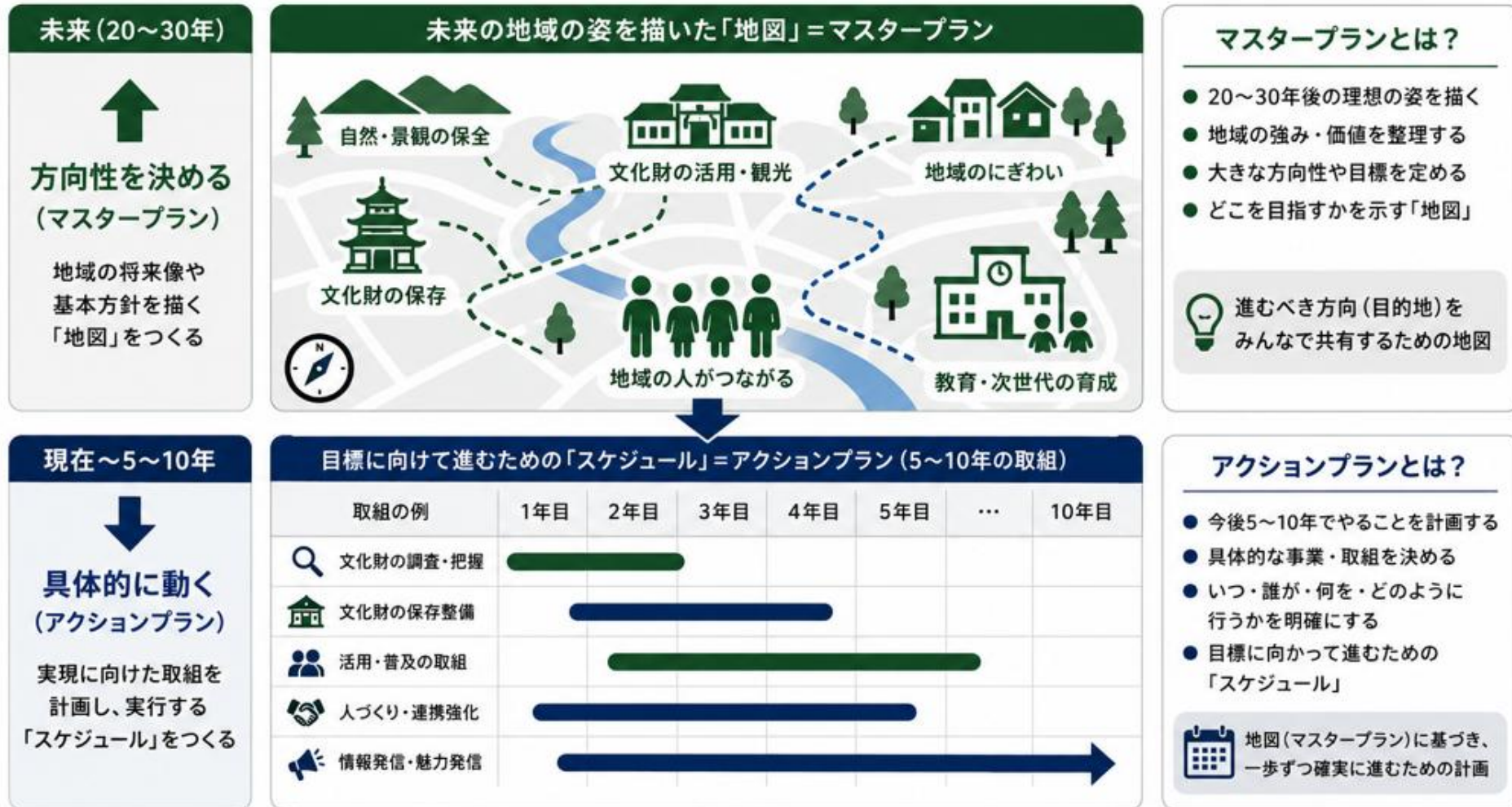
将来像の実現に向けた
中・長期的な基本方針

アクションプラン

マスタープランに基づき
計画期間に実施する具体的な事業

マスタープランとアクションプランのイメージ

～地図とスケジュールの比喻～



地図 (マスタープラン) で目的地を決め、スケジュール (アクションプラン) で着実に進む！

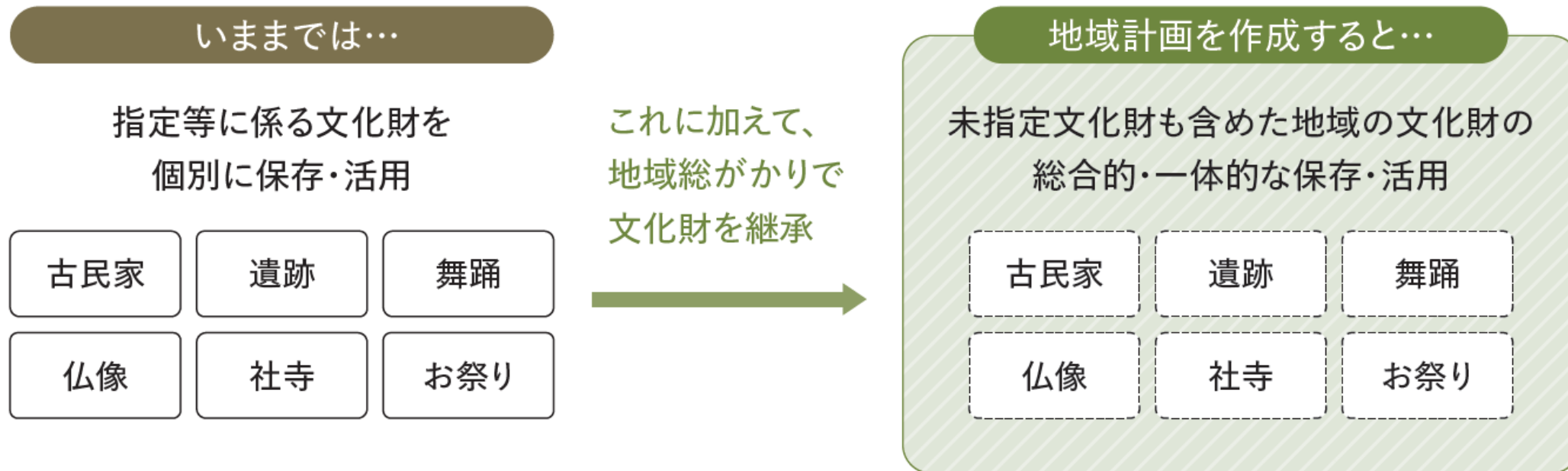


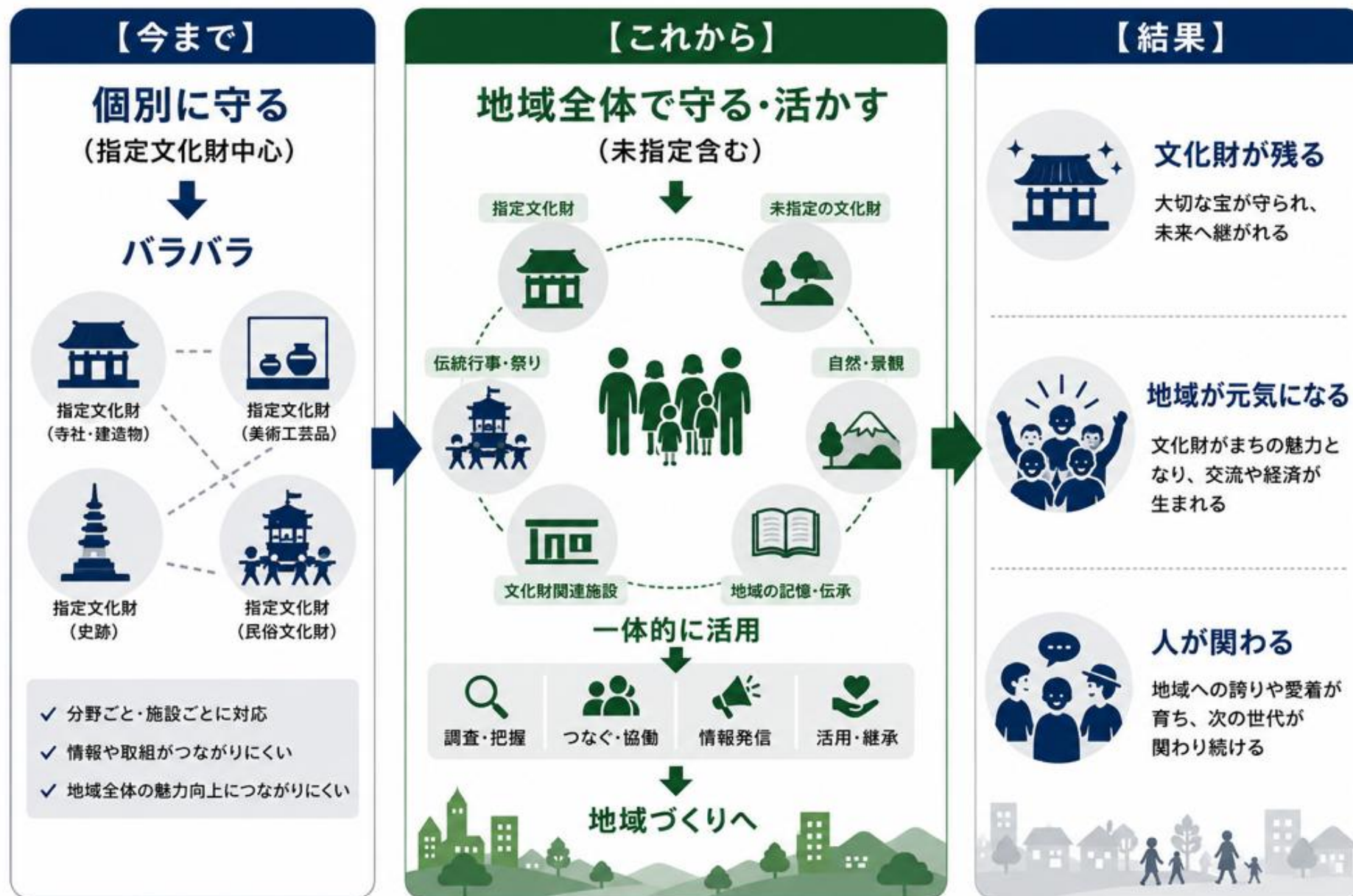
- 災害や人口減少に伴う集落の消滅による文化財や周辺環境が失われる = 地域らしさの喪失
- 国土交通省は2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村は2割、また、2050年には2割の地域に人がいなくなると推計。それに伴い、民家などは管理する人がいなくなり、空き家となって、その中に眠る古文書や、地域に伝わる伝統的な行事や風習、生業がつくりあげた景観など、多くの文化財が失われていくことが予想
- 「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」（平成19（2007）年10月30日）は大都市でも地方都市でも、歴史的な建造物が約5年間で10% 失われているという調査結果を紹介 等



◆ これまでの文化財保護とこれから

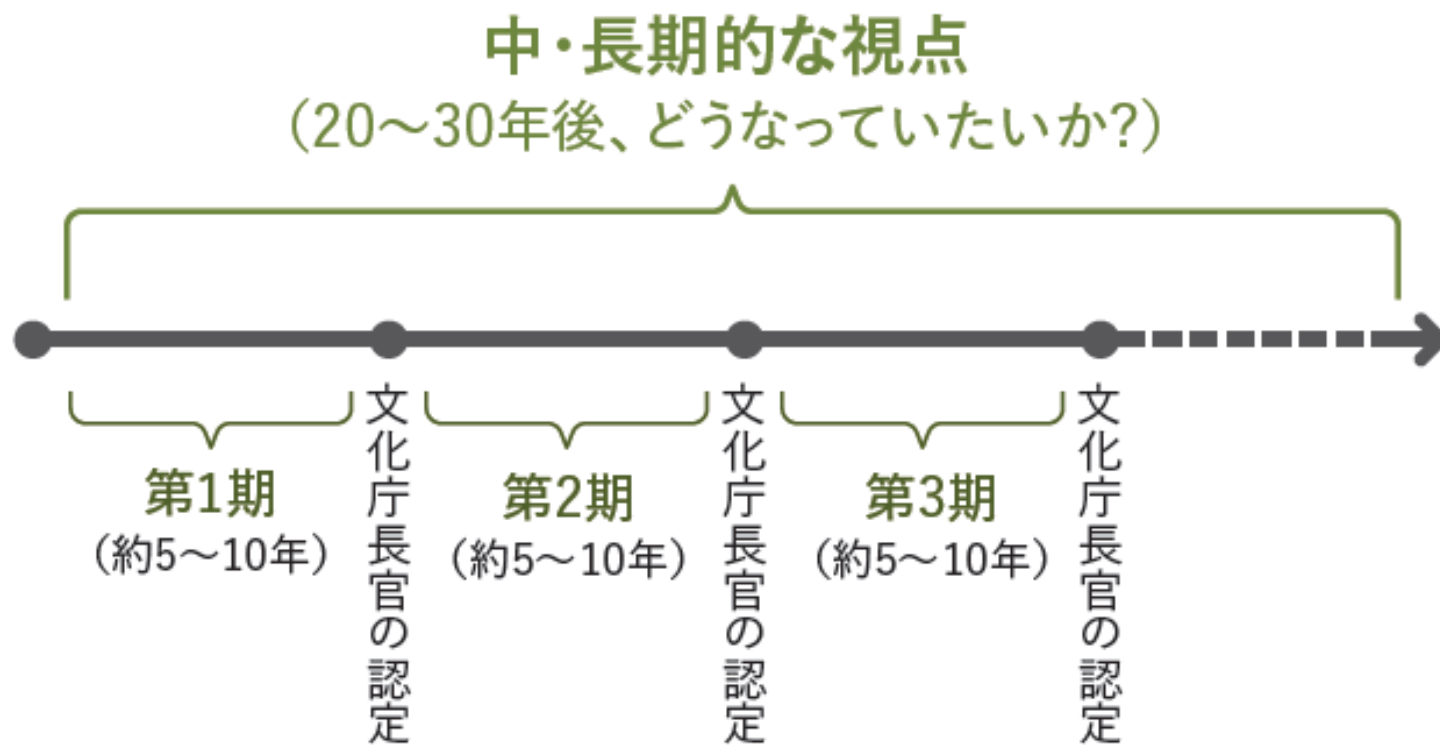
- 地域計画が示すこれまでの文化財保護との大きな違いは、対象となる文化財の範囲の広さ。
- これまでは、個別の指定等文化財を保護しているが、地域計画では、未指定文化財を含む域内の文化財全体を把握し、それらを各市町村が保存・活用していくことを目指す。
- 把握した指定等・未指定文化財を基礎資料として地域や庁内で共有することにより、教育や観光、景観づくりへの活用などの様々な取組に生かすことができるようになり、その結果としてそれらの継承も可能となる。





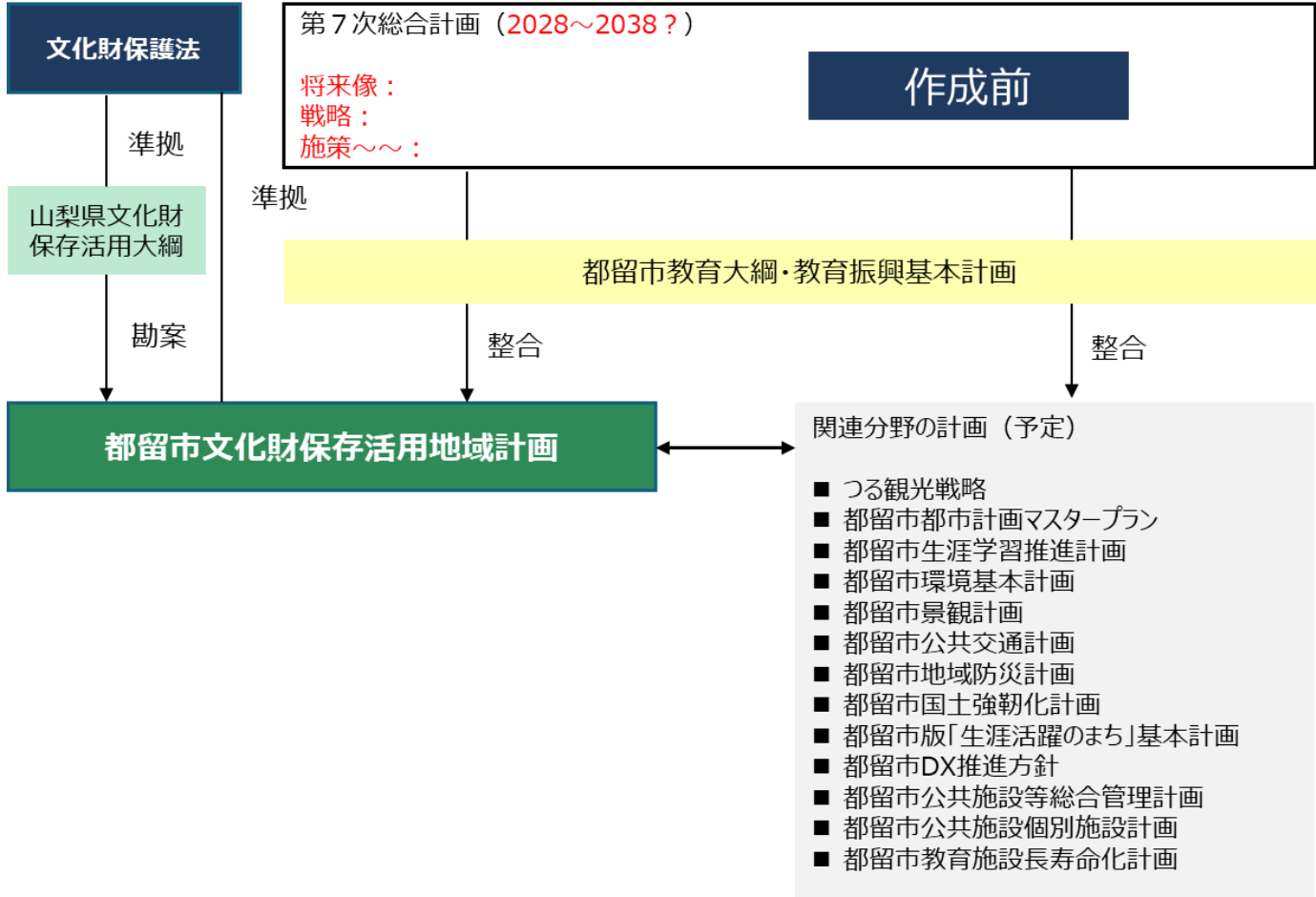
◆ 地域計画における中・長期的視点

- 地域計画は、文化財保護行政の中・長期的な視点を持って作成。
- 中・長期的とは、20～30年を指し、20～30年後、どのようなまちであってほしいかを考えた上で、第1期の5～10年の間に何をしなければならないのかを考える。



計画の位置付け

- ◆ 地域計画の位置付け
 - 市の上位計画である総合計画は、令和 9 年度より新計画が運用される。今年度の作成内容を踏まえながら、地域計画は1年ずらしてスタートする。
 - 教育委員会の上位計画にあたる教育大綱・教育振興計画（令和 7 年度～令和11年度）については、作成時に「文化財保存活用地域計画を策定し、計画的に文化財の保護・保存や活用、教育普及に取り組みます。」を明文化。
 - その他、関連分野計画とも整合しつつ、庁内横断的な連携体制が可能な計画とする。



山梨県文化財保存活用大綱の概要

大綱の目的と位置付け

- 【目的】これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、今後、さらなる文化財の保存・活用を進めていくうえで求められる共通の基盤・指針となる大綱を策定する。
- 【位置付け】文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく、本県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示す。

本県の現状と主な課題

- 1 文化財の継承・維持管理に関する現状
- 有形文化財の所有者や管理者が高齢化あるいは代替わりしたことにより、継承が難しくなっている。
 - 無形民俗文化財は、後継者不足により、地域における存続が危ぶまれている。
 - 経済的理由や担い手不足により、十分な維持管理や防災・防犯対策が難しくなっている。

【課題】

- 地域社会全体で文化財を保存・活用する基盤を形成する必要がある。
- 維持管理に対する支援や、文化財の保存に対する地域住民の意識啓発、文化財の防災・防犯対策のマニュアル化等が必要である。
- 将来に向け、文化財の継承・維持管理のための博物館等の資料保存環境など、空間確保を合わせて考えていく必要がある。

2 文化財の価値の共有化に関する現状

- 多様な文化財に対して、個々の文化財のもつ価値や魅力が十分伝えられていない。

【課題】

- 文化財の保存・活用を図る基盤を確立するためには、住民の自地域のもつ文化財に対する理解を深め、価値の共有化を図る必要がある。
- 文化財の価値の共有化により、郷土愛や自地域のアイデンティティの確立に繋げる必要がある。
- 住民の理解を促し価値の共有化を図るため、文化財行政職員の専門スキルに加え、広報などに関するスキルを高めること、また、住民に向けたソフト事業などを行う必要がある。

3 文化財の活用に関する現状

- 文化財を活用した地域活性化への取り組みが十分ではない。
- 博物館施設など、公開活用の核となる組織体制が不十分。

【課題】

- 地域住民はもとより、誰にとっても理解しやすい解説の整備や多言語化など、価値や魅力を伝えられる情報発信に努める必要がある。
- 文化財の活用を図るための事業の企画や実施に関する専門スキルをもった人材が不足しており、そうした人材の確保に向け、育成や掘り起こしなどを行う必要がある。
- 限られた予算のなか、効果的に文化財の活用を図るためには、広域的な連携による取り組みや、観光・まちづくり施策などとの連携、民間団体など多様な関係者との連携した取り組みが必要である。
- 連携した取り組みを促進するため、コーディネーターとしての役割を果たす人材などが必要である。

将来像

行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。

方向性

1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。

行政、地域住民、博物館施設、大学、学校、NPO、企業等、様々な関係者が連携し、個々の役割分担に沿って、文化財の特性に応じた保存と有効な活用が図られるように所有者を支援するなど、地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。

主な取り組みの方針

- 「文化財保存活用地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」の作成に努める。
- 地域が一体となって保存・活用を推進できる基盤の構築に努める。
- 若い世代が地元の無形民俗文化財保存団体等と交流を行う機会を設けるなど、無形民俗文化財の担い手の育成に努める。
- 県や市町村は国などが実施する研修機会への積極的な参加などにより、文化財の専門的人材の育成に努める。



2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立を促進する。

地域の様々な層に対して、興味深く親しみやすい表現により文化財に関する情報の提供に努め、文化財の魅力や価値を共有化することにより郷土愛を育み、地域のアイデンティティの確立を促進する。

主な取り組みの方針

- 地域にある文化財の調査研究・把握に努める。
- 指定文化財としての指定や登録文化財としての登録など、将来的な保存活用の方向性を見据え、多様な観点から検討する。
- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。



3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

多様な関係者により住民の誇りとなり来訪者にとっても魅力的な景観形成やまちづくりの取り組みであるとか、未指定の文化財の掘り起こしや評価を進めながら、他の地域資源とのグループ化やストーリー作りなどにより文化財の面的な活用を図るなど、地域の特性に応じた方向性に沿って、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

主な取り組みの方針

- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。（再掲）
- 文化財の共同展示や広域的な広報物の作成など、効率的な普及啓発に努める。
- 域内におけるまちづくり分野との連携により、文化的景観や建造物、史跡など、まちづくりへの文化財の活用を促進する。
- 年齢や国籍を問わず、誰もが理解しやすい案内表示など、来訪者の受け入れ環境の向上に努める。
- 周辺地域に所在する多様な文化的遺産を総合的に把握したうえで、文化財以外の地域資源も含めた面的な活用を促進する。



県が主体となって講じる措置・県内の市町村への支援

【県が主体となって講じる措置】

- 指定文化財の所有者等に対する修理・整備等に対する支援
- 所有者等に対するその他の支援
- 域内の市町村や博物館等における専門人材の育成・確保
- 文化財の調査・指定
- 価値や魅力の共有化
- 情報発信等
- その他の取り組み

【県内の市町村への支援】

- 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取り組みへの支援
- 市町村の文化財保存活用地域計画策定の支援
- 専門職を配置していない市町村への支援

防災及び災害発生時の対応

【災害に備えた平時からの普及啓発】

- 普及啓発活動や防災対策の取り組みの促進
- 文化財の現状の把握と防災スキルの向上
- 文化財防災ネットワークの設置・運用

【被害状況の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み】

- 文化財被災状況の収集、共有化
- 被災時の対応

文化財の保存・活用の推進体制

- 県と市町村との協議の場の設置
- 人材の配置について
- 関係部局の施策との連携
- 民間団体等との連携

◆ 地域計画作成のメリット

認定市町村が感じた 地域計画作成のメリット

地域計画認定市町村へのアンケート
(2020年10月)より

- 1 文化財保護におけるビジョンの共有
- 2 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- 3 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- 4 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- 5 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
- 6 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
- 7 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- 8 補助率加算などの国庫補助事業における優遇

文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画 ―歴史文化で魅力ある地域へ―」P2

アンケートで挙げた
メリット⑧の具体的な内容は、
右記の通りです。

令和7年3月現在、以下のような事業を用意しています。
詳しくは、文化庁のホームページをご覧ください。

1. 地域計画を作成済の場合、申請可能
2. 地域計画を作成済の場合、補助金5%加算
3. 地域計画が認定済の場合、優先的採択の見込み

◆ 地域計画作成の想定される効果

効果1 | 地域に潜在している文化財がその価値を見出されないまま失われていくことを未然に防ぐこと
(未指定文化財の保護)

地域らしさの喪失

文化財保護に関わる社会状況の変化
(人口減少、価値観の多様化)

未指定文化財の減失

文化財保護の基礎資料を整える

効果2 | 文化財を核とした環境の保護・整備を誘導し、文化的な空間の形成により、当該文化財の魅力を高めること
(文化財の周辺環境の保護)

歴史や文化財がどのように地域に結び付いているか不鮮明

地域らしさ、歴史文化の特性を把握

効果3 | 文化財とその周辺環境を、一定の方針のもと、長期的な視野により計画的に保存・活用し、他部局と連携した
実効性のある措置が展開されること
(実効性のある計画的な行政運営)

中・長期的な視点の必要性

予算の確保の難しさ

実効性のある計画的な運営、予算の確保

効果4 | 地域の文化財の価値を分かりやすく人々に提示することにより、地域の文化財及び歴史文化に対する人々の理解 が深まり、
文化財保護において地域との連携協力が推進され、地域一体で文化財が継承されること
(文化財への理解促進、地域総がかりで継承)

他部局・民間や複数市町村との連携の難しさ

共に活動する仲間づくり、他部局・民間・広域連携

序章 計画の作成にあたって

- 1 都留市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的
- 2 計画期間
- 3 地域計画の位置付け
- 4 本計画における文化財の定義

第1章 当該市町村の概要

- 1 自然的・地理的環境
- 2 社会的状況
- 3 歴史的背景

第2章 当該市町村の概要

- 1 指定等文化財
- 2 未指定文化財
- 3 類型ごとの概要と特徴
- 4 関連する制度

第3章 当該市町村の歴史文化の特性

- 1 歴史文化の特性の整理の方法

第4章 文化財に関する既往の把握調査

- 1 既往の把握調査一覧
- 2 把握調査の課題

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

- 1 将来像・目標・基本理念（等）
- 2 方向性

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

- 1 文化財の保存・活用に関する課題および方針

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

各項目での章立て ※他部局に関連した項目も記載

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

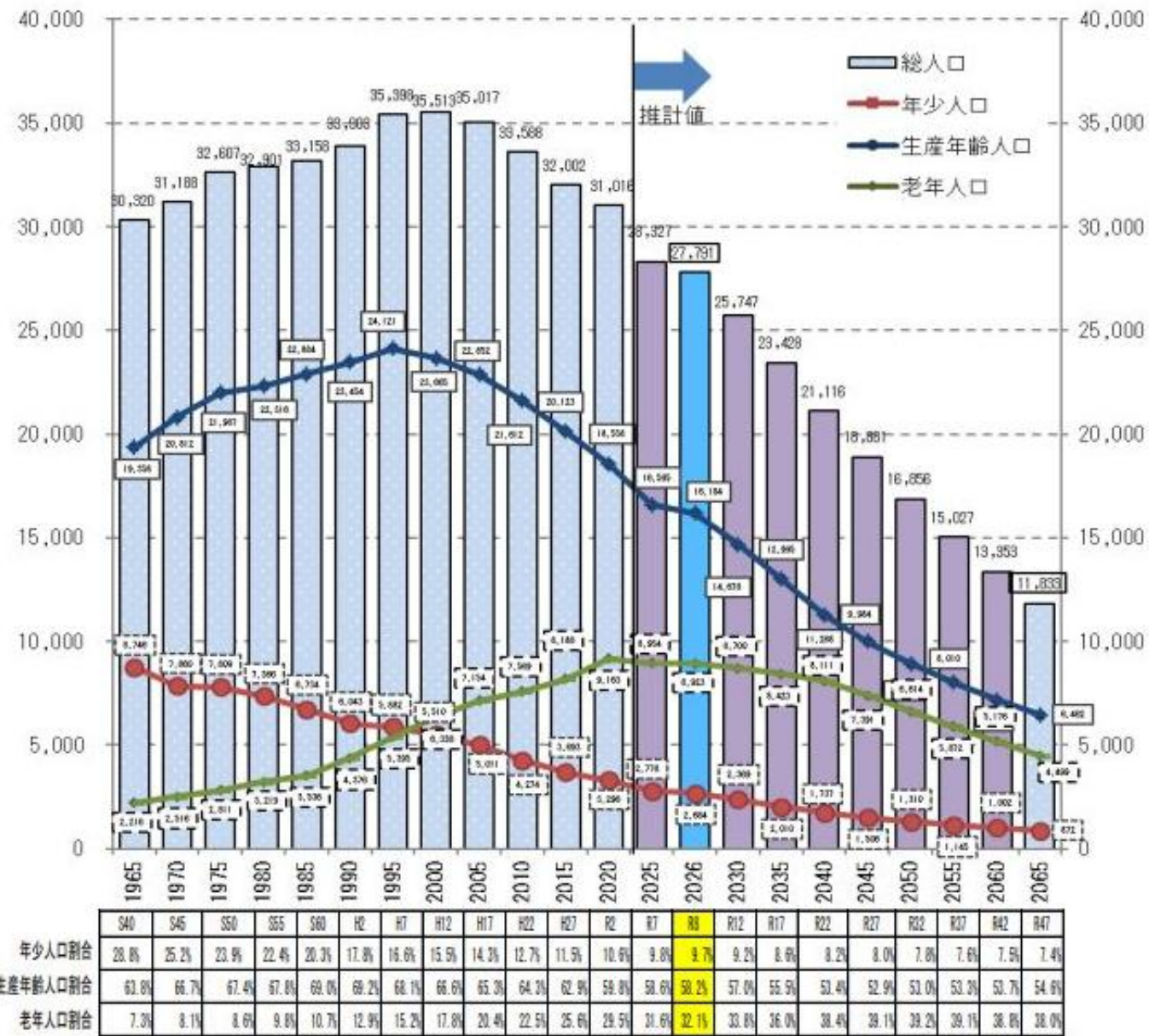
- 1 本計画の推進の体制 ※防災・防犯についても記載

別添

文化財リスト

任意の章
・関連文化財群
・文化財保存活用区域

都留市の現状



出典：平成 27 年・令和 2 年国勢調査を基に市企画課が推計

- 総人口は、平成12（2000）年のピークを境とした減少に歯止めはかからず、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年にかけて、30,000 人を切る想定（現在30,316人）
- 令和22（2040）年を過ぎた頃には20,000 人を切り、その後も減少。



- こうした課題解決のため市は第 6 次総合計画を運用。

【第6次】都留市長期総合計画

Ⅲ.教育分野「輝かせます！学びあふれるつるのまち」

私たちのまちの最大の特長である大学との密接な連携や、城下町という誇り高い歴史文化を活用し、あらゆる世代の人が生涯にわたって学び、学んだ成果を活かすことによって、誰もが地域の教育力向上に貢献できるまちにします。

分野	輝かせます！学びあふれるつるのまち
政策	地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり （【目指す姿】多くの市民が相互に学び合い、学んだことを地域に還元している。）
施策	魅力あふれる歴史・文化の保護・育成・発信
取組	芸術文化事業の推進／本市の文化資源を活用した講座等の充実／博物館、資料館等の適正な管理と展示の充実等

文化財等保護・活用（指定・資料）	文化財保護（埋蔵文化財）	施設（文化財含む）の運用	その他
- 文化財保存事業補助金の交付 - ミュージアム都留資料管理	- 市内遺跡発掘調査（牛石遺跡） - 未刊行報告書の刊行 - 遺物類管理倉庫の整理 - 共用空間データ更新	- 尾県郷土資料館施設管理 - 尾県郷土資料館各イベントの開催 - 商家資料館施設管理（施設改修） - ミュージアム都留施設管理 - 都の杜うぐいすホール（指定管理施設）の修繕・工事	- 都留市ふれあい全国俳句大会の実施 - 八朔祭屋台展示庫の管理

文化財等保護・活用（指定・資料）

- 文化財保存事業補助金の交付
- ミュージアム都留資料管理

文化財保護（埋蔵文化財）

- 市内遺跡発掘調査（牛石遺跡）
- 未刊行報告書の刊行
- 遺物類管理倉庫の整理
- 共用空間データ更新

施設（文化財含む）の運用

- 尾県郷土資料館施設管理
- 尾県郷土資料館各イベントの開催
- 商家資料館施設管理（施設改修）
- ミュージアム都留施設管理
- 都の杜うぐいすホール（指定管理施設）の修繕・工事

その他

- 都留市ふれあい全国俳句大会の実施
- 八朔祭屋台展示庫の管理

関連会議体

- 都留市文化財審議会
- 都留市博物館協議会

関連会議体

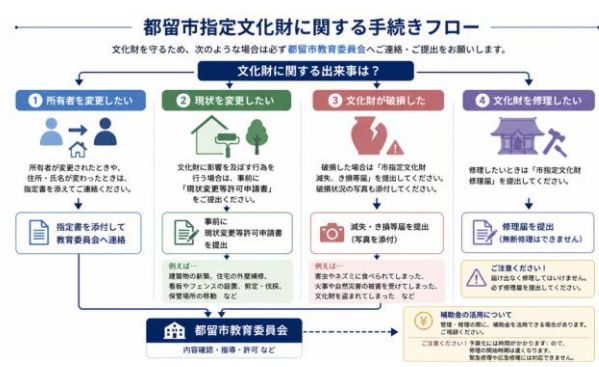
- 都留市文化財審議会
- 牛石遺跡発掘調査指導委員会

関連会議体

- 都留市文化財審議会
- 都留市博物館協議会
- 尾県郷土資料館運営協議会

関連会議体

-



現状の活動（第6次：令和5年度～令和8年度）



【特色：ハード再整備】

- ミュージアム都留を令和6年度に「無料化」 → 地域資源を活用した展示・関連イベントを実施
- 企業誘致事業に伴い、令和7年度に牛石遺跡の大規模な試掘調査を実施 → 現在、一部エリアで本調査実施中。
- 令和8年度に商家資料館実施設計業務を予算化（令和5～7年度に協議）
- 令和5年度・6年度に都の杜うぐいすホール各ホールの特天天井・LED化改修工事を実施。
- 令和7年度俳句大会募集を無料化及びデジタルフォームの設置 等

上位計画を根拠として各業務を個別かつ五月雨に対応しているものの・・・

業務全体が文化財にどのような効果をもたらしているか
地域の課題解決につながっているか
どのようなビジョンに向かって進んでいるか

都留市の課題（現時点）

第7次長期総合計画策定のための「市民意識調査」

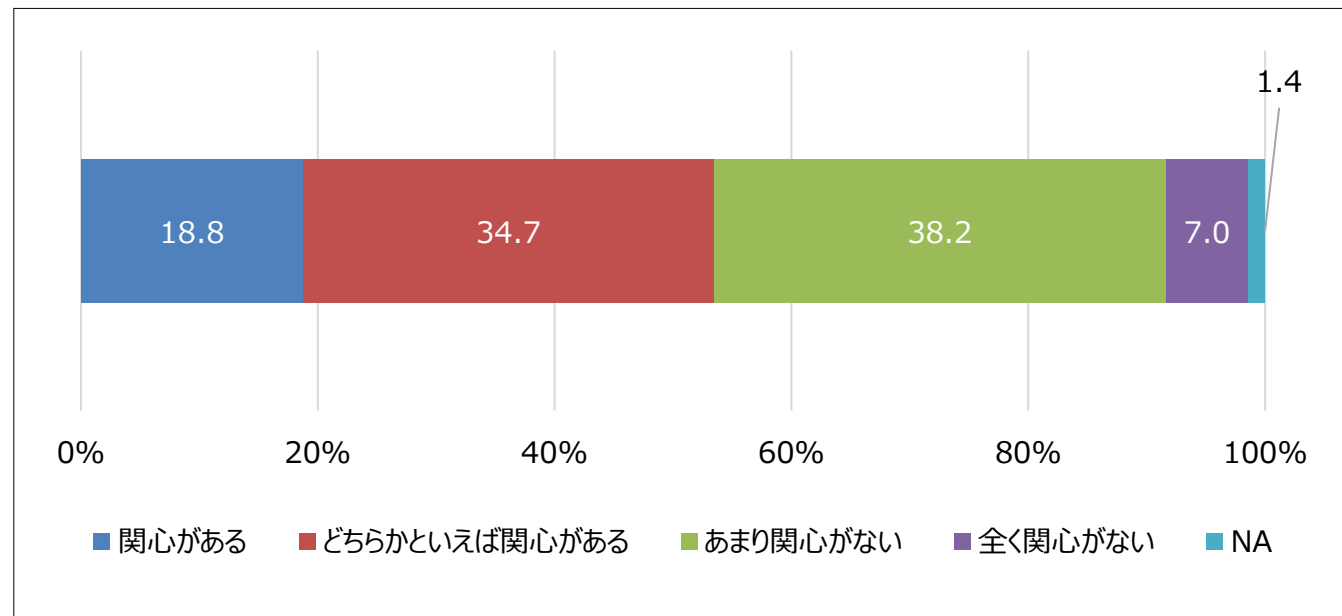
◆ 調査の方法

調査対象 無作為に抽出した16歳以上の市民／対象者数 2,000人／調査期間 令和7年7月8日送付、7月29日締切

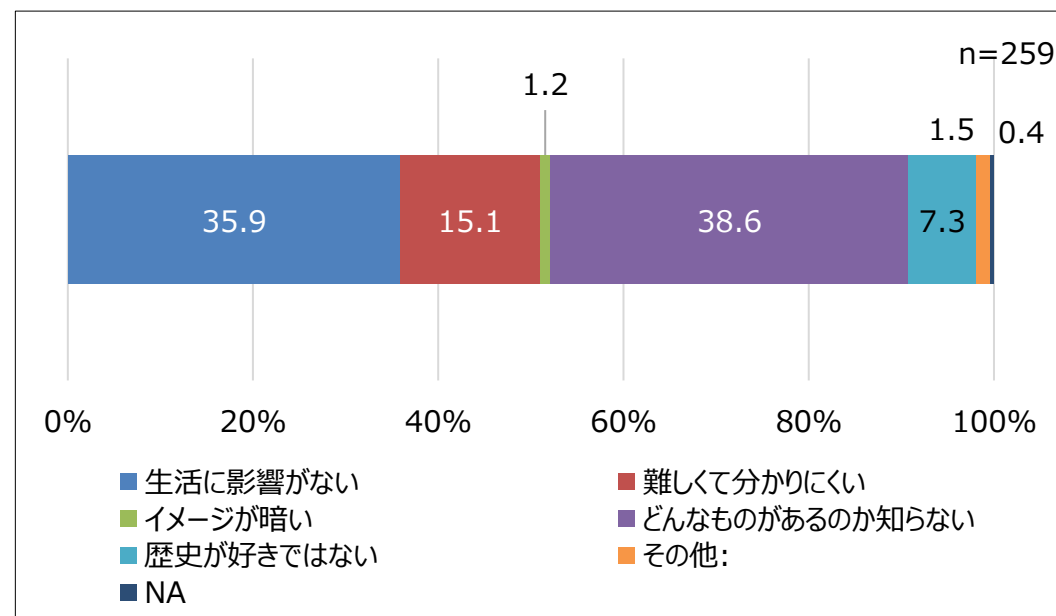
◆ 回収結果

有効発送数 1,998票（総発送数は2,000票、うち2票は宛先不明で返送）／有効回収数 574票（標本数）／有効回収率 28.7%

Q.あなたは、文化財に関心がありますか。

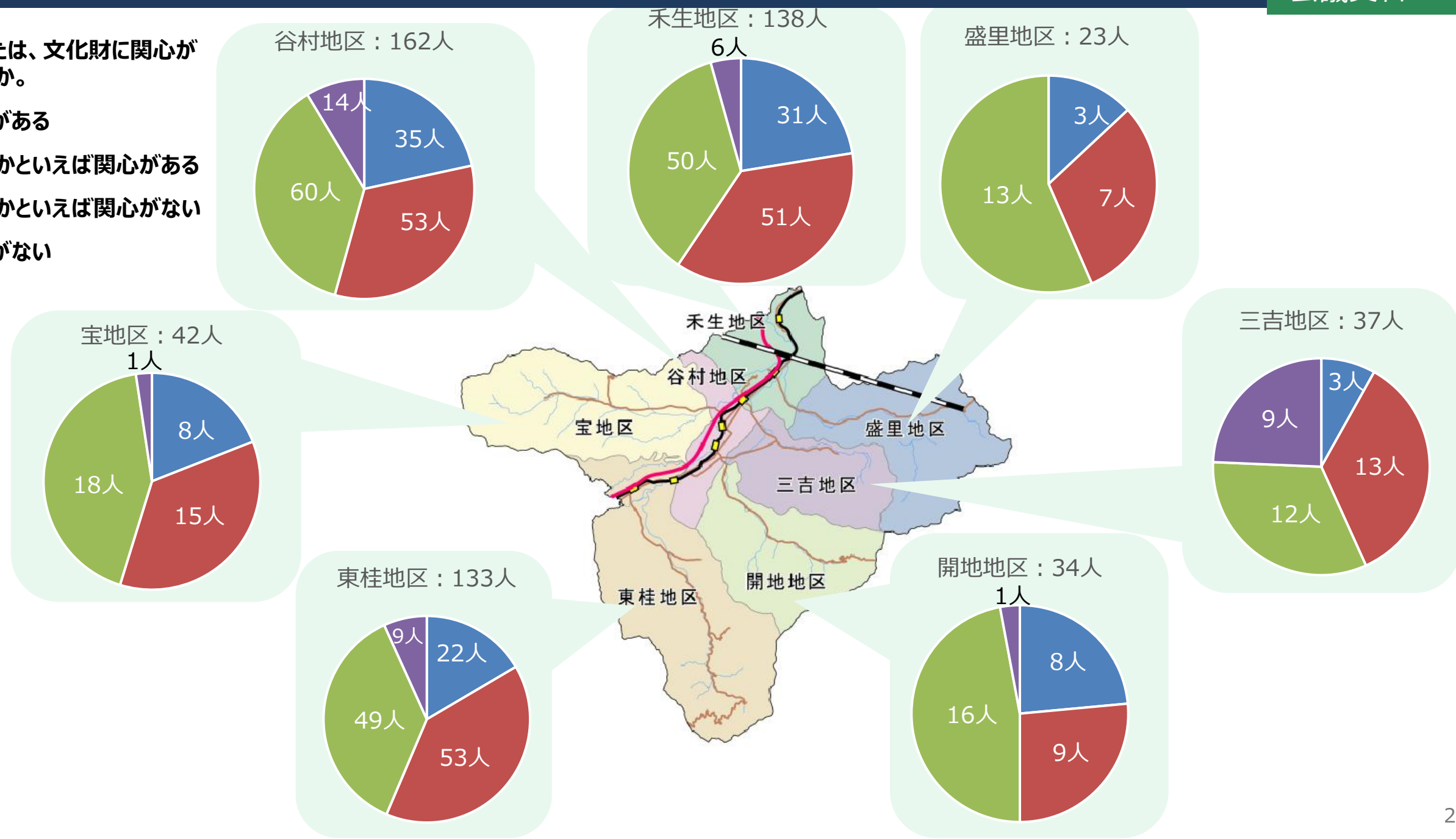


Q.文化財に関心がない理由はなんですか。



Q.あなたは、文化財に関心がありますか。

- 関心がある
- どちらかといえば関心がある
- どちらかといえば関心がない
- 関心がない



課題【アンケート】 地区別（回答数：581人）・あまり関心がない/全く関心がない層の傾向

地区名	出身・居住年数・年齢層	関心がない理由（傾向）	文化財の重要性認識	傾向
谷村地区 （無関心層数74人/全体の46%）	都留市出身：50人（約68%） 30年以上居住：54人（約73%） 年齢層は50～70代が中心	「生活に影響がない」30件 「どんなものがあるのか知らない」26件 「難しくて分かりにくい」11件	「どちらかと言えば重要である」33件 「重要である」9件 無関心層であっても重要性を認める回答が多数。	「関心がない」のではなく、生活との結び付きを感じられないことと、文化財そのものを知らないことが主な要因か。
三吉地区 （無関心層数21人/全体の57%）	都留市出身：14人（67%） 30年以上居住：16人（76%） 年齢層は50～60代中心	「生活に影響がない」7件 「どんなものがあるのか知らない」6件 「難しくて分かりにくい」4件	「どちらかと言えば重要である」12件で最多。	無関心の理由は谷村地区と同様で、認知不足と生活との距離感が主な要因か。
開地地区 （無関心層数17人/全体の50%）	都留市出身：12人（71%） 30年以上居住：12人（71%） 年齢層は40代・60代・70代がほぼ同数	「生活に影響がない」6件 「どんなものがあるのか知らない」6件 「難しくて分かりにくい」3件	「どちらかと言えば重要である」8件 「重要である」3件	生活との関係性を感じていない層と、文化財自体を知らない層が同程度存在。無関心であっても、重要性を否定する回答は少数。
東桂地区 （無関心層数58人/全体の44%）	都留市出身：33人（57%） 山梨県内他市町村出身：15人 30年以上居住：38人（66%） 年齢層は50代が最多（16人）	「どんなものがあるのか知らない」23件 「生活に影響がない」22件 「難しくて分かりにくい」6件	「どちらかと言えば重要である」26件 「重要である」11件	「知らない」が最も多い理由。一方で、重要性を認める回答も多く、文化財への否定的態度よりも、情報接触の不足か。
宝地区 （無関心層数19人/全体の45%）	都留市出身：17人（89%） 30年以上居住：14人（74%） 60代が最多	「どんなものがあるのか知らない」7件 「生活に影響がない」7件 「難しくて分かりにくい」4件	「どちらかと言えば重要である」8件	自由記述には、山林管理や景観管理に関する意見が見られる。
禾生地区 （無関心層数56人/全体の41%）	都留市出身：26人（46%） 県外出身：15人 山梨県内他市町村出身：14人 30年以上居住：24人 20～70代まで幅広く分布	「どんなものがあるのか知らない」23件 「生活に影響がない」17件 「難しくて分かりにくい」11件	「どちらかと言えば重要である」25件 「重要である」17件	全地区の中でも、重要性を認める回答が非常に多い。一方で「何が文化財なのか分からない」という認知不足の傾向も。
盛里地区 （無関心層数13人/全体の57%）	都留市出身：8人（62%） 30年以上居住：9人（69%） 20代と60代が同数で最多	「どんなものがあるのか知らない」7件 「生活に影響がない」4件 「難しくて分かりにくい」1件	「どちらかと言えば重要である」6件 「重要である」3件	無関心の最大要因は「どんな文化財があるか知らない」ことに集中。

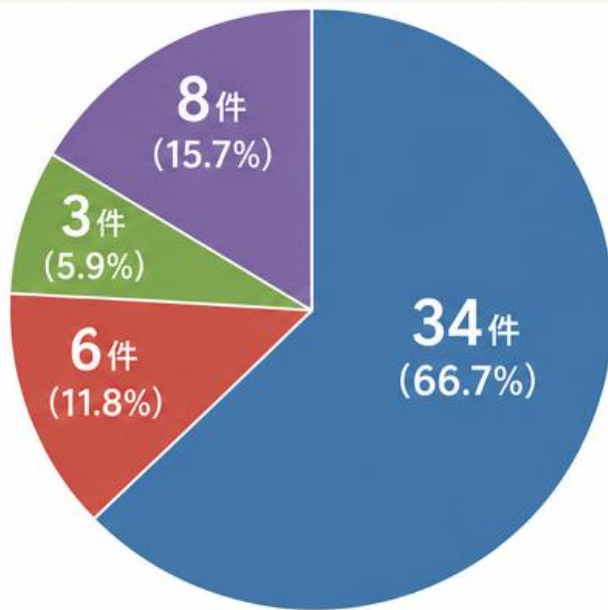
- アンケート送付先：都留市内文化財の所有者/管理者
- 回答期間：令和6年5月14日（火）送付、6月14日（金）締切



都留市内の文化財を所有・管理している方を対象に、
保存・管理の状況についてお聞きしました。

回答数

51件



- 1 保存・管理状態は良好であり、
文化財の状態も良好 **34件**
(66.7%)
- 2 保存・管理状態は良好であるが、
文化財に欠損等が発生 **6件**
(11.8%)
- 3 保存・管理状態に問題があるが、
文化財の状態は良好 **3件**
(5.9%)
- 4 保存・管理状態に問題があり、
文化財の欠損等が発生 **8件**
(15.7%)

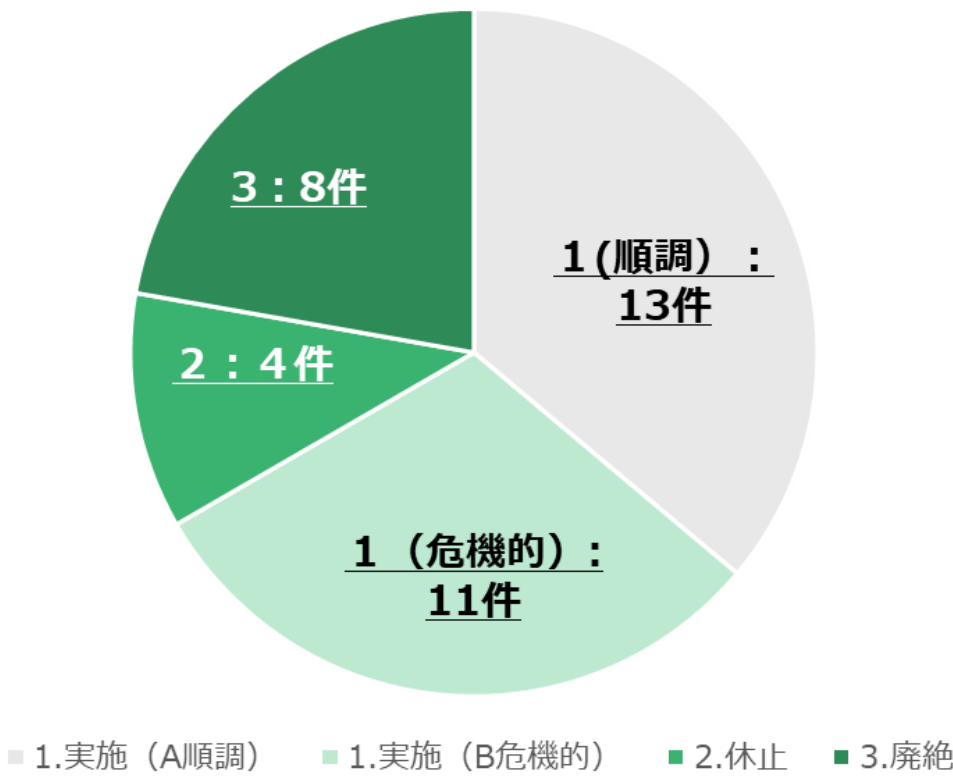
◆ アンケート結果及び課題感

- ③（保存・管理状態に問題があるが、文化財の状態は良好）については、所有個人・団体への適切な情報提供や継続的な市の指導が必要である。
- ④（保存・管理状態に問題があり、文化財の欠損等が発生）については、適切な指導とあわせて、現状把握を行い、所有個人・団体の経済的な状況も考慮しながら、（将来的に）市の補助金を活用するか如何を検討していく必要がある。
- なお、文化財指定から30年近くが経過し、所有者の入れ替わりや所有団体の縮小も要因として、「市の指定文化財は市が管理するもの」という意識や、補助金頼みの管理状況になっている。

課題【文化財（未指定文化財含む）の状況】

- 山梨県文化財保護審議会無形・民俗文化財部会長（県経由）により、「山梨県民俗芸能に関する現況調査」を令和 6 年度に実施。
- 調査対象は「神楽」や「お囃子」関係としており、平成21年～23年度に実施した「山梨県民俗芸能緊急調査事業」を更新するもの。
- 10年以上が経過し、少子高齢化や新型コロナウイルスの影響により、36件の団体のうち、運営が危機的な状況になっている活動は11件、休止している活動は4件、廃絶した活動は 8 件となっている。
- 課題として「少子高齢化による影響は大きく人を確保することが難題」「30代、40代の会員を確保するのが課題」「高齢者）の技術を引き継ぐ人材が絶対的に不足」などの意見があげられる。

山梨県民俗芸能に関する現況調査



担い手不足が社会課題



—総合的な課題—

- 多くの市民が文化財とは何かを知らない。
- 多くの市民が文化財を知っていても生活に影響がないから実感がわからない。
- 多くの市民が生活の上で文化財の大切さを知る機会を持たない。
- 市民が文化財を継承することの意義を知らないし、行政もその価値を証明できる判断材料を持っていない。
- 人口減少や価値観の変化に伴い、文化財を保存・活用する担い手が減少している。
- 文化財を保存・活用する担い手【特にキーパーソン的役割】が限られている。
- 文化財＝古い管理の大変なものというイメージがある。
- 文化財が地域コミュニティの延伸や活性化につながるという事例を「見える化」できていない。現代的な価値観で考えれば文化財の資産価値や市場価値、教育的価値など、様々な切り口での価値を提示できていない。
- 従来は縄文から現代まで様々な歴史があるが、「城下町」イメージが固定化している。（という行政の認識がある）

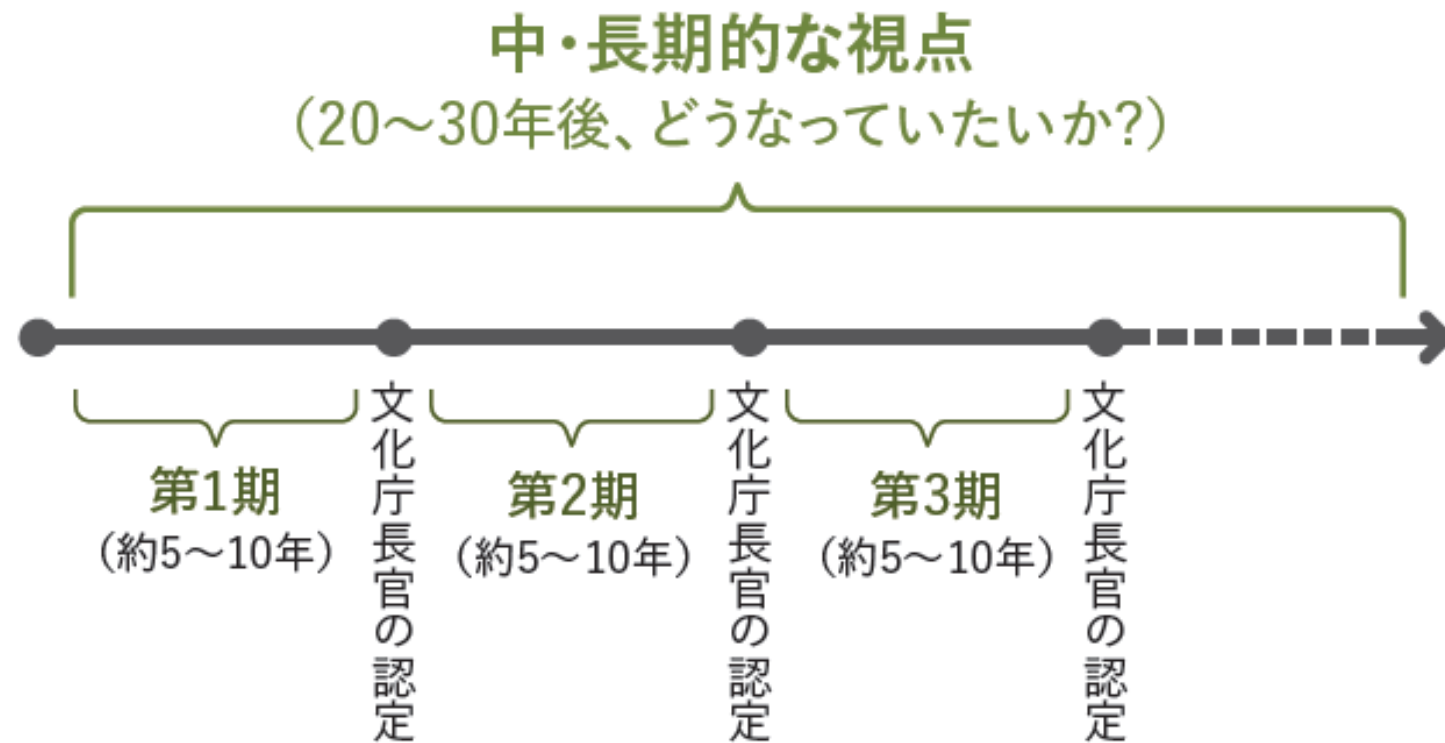
◆ 事業課題

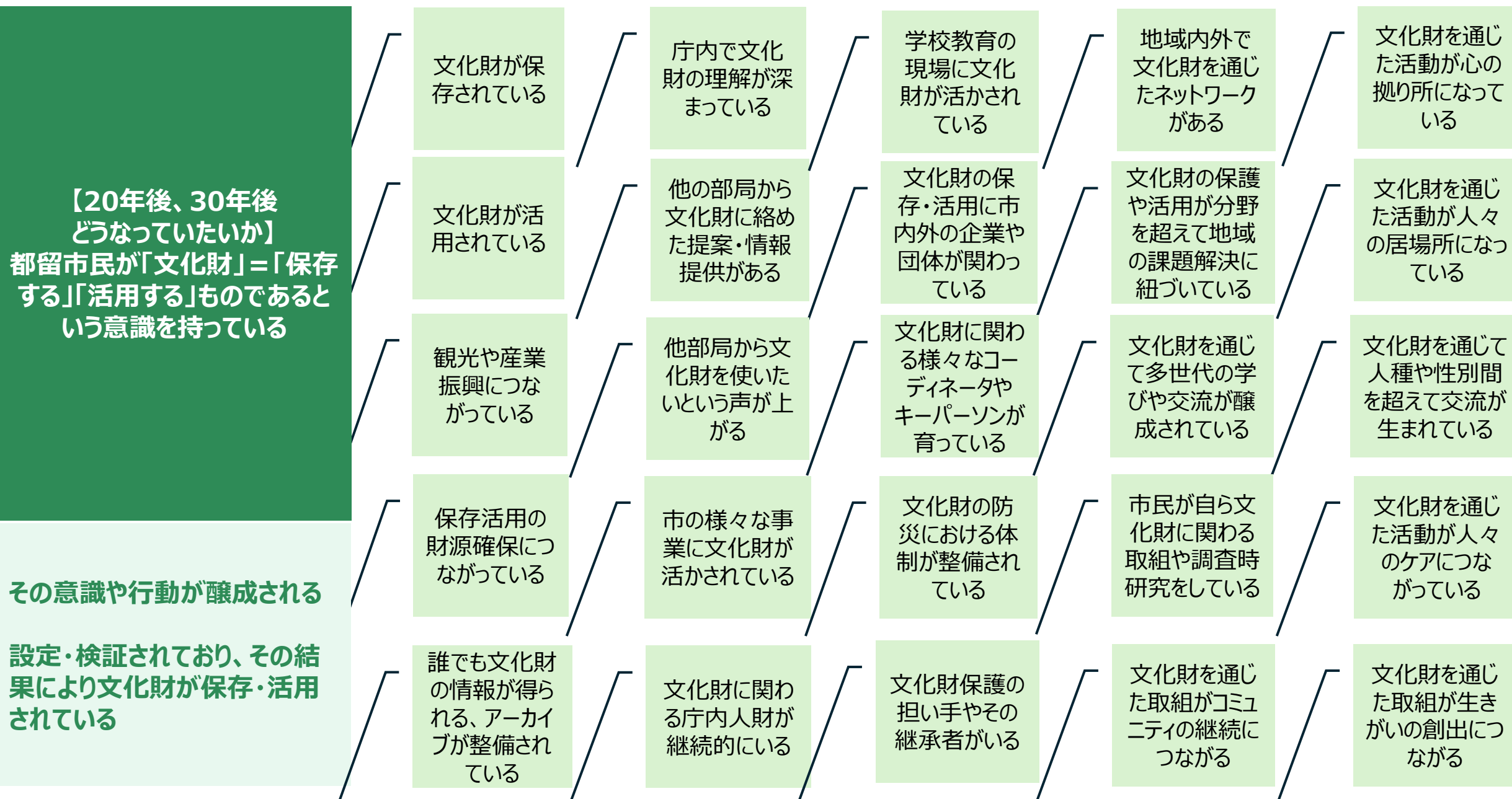
- 毎年、単発事業・突発的な事業に注力している。
- 過去に整理しきれていない文化財や資料が多い。
- 市民に対してそもそも文化財とは何かを十全に周知できていない。
- 庁内における文化財への理解が薄い。庁内における文化財への優先度が低い。
- 長期的に学校機関や市民に情報提供や教育普及を行う体制ができていない。
- 「ミュージアム都留」「尾県郷土資料館」「商家資料館」等、文化財に係る施設や文化的な施設を有しているものの、各施設が単独で成立しており、総がかり的なネットワークが形成されていない。
- 文化財防災の計画など、将来的に確実に文化財を守る体制がない。
- 他市町村との連携が十分でない。

課題解決のための将来像

◆ 地域計画における中・長期的視点

- 地域計画は、文化財保護行政の中・長期的な視点を持って作成。
- 中・長期的とは、20～30年を指し、20～30年後、どのようなまちであってほしいかを考えた上で、第1期の5～10年の間に何をしなければならないのかを考える。





将来ビジョンを達成するための具体的な指標（担当所見）

- 文化財の保存や活動、文化財を活かした事業展開を効果検証するために、従来のアウトプット指標ではなく、住民の生活の質（QoL）や、住民の幸福度や満足度におけるWell-Being指標など、具体的な指標に基づいて効果検証を図る。
⇔ 一方で、指標にあまり縛られすぎず、幅を持たせた事業評価も必要か。
- 「関連文化財群」など（今回の計画で設定できない場合も）各エリアの歴史変遷や特色、その地域独自の魅力などを「見える化」する。
⇔ 一方でエリアごとの意識的な課題や活動者が抱える課題も深堀していく。
- 各施設・各事業を「点」ではなく「面」や「拡がり」として捉え、それぞれの施設運営や事業展開が目指すべき方向性と計画が常に連動する。予算措置については、常に計画を大筋として説明を図り、庁内理解を深めていく。
- 各課がすでに実施している事業やこれから実施する事業へ、文化財と連携できる可能性を探る。また、文化財を起点に各課が事業を進めていく上での課題や、地域課題の解決にもつながる方法などを考えていく。（文化財が市の重荷ではなく、様々な点で協力し、またメリットがあるといった方法を検討する）

◆ 地域計画作成の想定される効果【都留市版イメージ】

過去資料の再調査 調査による未指定文化財の 新たな発見	実際の歴史・文化における 特性やストーリーの再設定	特性やストーリーを活かした 文化財群等のエリア設定 (※将来ビジョンとして)	文化財を活かした 新たな価値付け、産業創出 社会課題の解決
キーパーソンや核となる団体の 再整理	新たな「担い手」の層の 設定	文化財保護・文化振興 両面における実施計画の 見える化	コア施設のさらなる活用・課 題解決や新機軸の展開
山梨県との連携	大月市など郡内を中心とし た各市町村との連携	各地域の協力者との連携	歴史特性や文化財を 活かした他部署との連携
都留文科大学・小中学校 等の各学校機関との連携	社会状況に即した 新たな補助メニューの創設	予算措置の向上 外部資金の獲得	(属人的になりすぎない) 中長期的な事業運営

都留市のつながりが生み出すウェルビーイングの輪

社会的処方ひらく、人と人・人と地域のつながり





様々なエリアの歴史特性、特色や魅力、人々の活動、地域に点在する指定・未指定文化財などから改めて「都留市」がどういう街なのか、再設定する。

「城下町」文化はこれからも大切に継承しつつ…
もっと幅があり面的で各エリアの特色があるはず…

- 従来の「城下町」イメージを活かしつつも、それだけにこだわらない、それぞれの地域における歴史特性や歴史を踏まえて形成されてきた地域の特性を明らかにする。

1年目の計画作成の方向性

序章 計画の作成にあたって

- 1 都留市文化財保存活用地域計画作成の背景と目的
- 2 計画期間
- 3 地域計画の位置付け
- 4 本計画における文化財の定義

第1章 当該市町村の概要

- 1 自然的・地理的環境
- 2 社会的状況
- 3 歴史的背景

第2章 当該市町村の概要

- 1 指定等文化財
- 2 未指定文化財
- 3 類型ごとの概要と特徴
- 4 関連する制度

第3章 当該市町村の歴史文化の特性

- 1 歴史文化の特性の整理の方法

第4章 文化財に関する既往の把握調査

- 1 既往の把握調査一覧
- 2 把握調査の課題

◆ 歴史文化の特性について

- 歴史文化の特性は、多様な文化財とそれらを生み、育んだ自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景、文化財の概要などの総体

文化庁の地域計画のパフレットでは、「歴史文化」を以下のように定義しています。また、歴史文化の特性とは、どのようなものかイメージしてもらうため、架空のまちを用いて、例を示しています。架空のまちは、二次元コードからご覧ください。

歴史文化とは？

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果及びそれらが存在する環境を総体として把握する概念。歴史文化の特性は、地域らしさをあらわす。

〈参照〉第1部 ⑦ …P09・10

歴史文化の特性の例

- ① ○○国の繁栄
- ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
- ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
- ④ 近代化の波 ― 鉱山・鉄道・養蚕 ―
- ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の練磨
- ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
- ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化

文化庁パンフレット
「地域総がかりでつくる
文化財保存活用地域計画
―歴史文化で魅力ある地域へ―」
P4・5



文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画 ―歴史文化で魅力ある地域へ―」P4・5

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

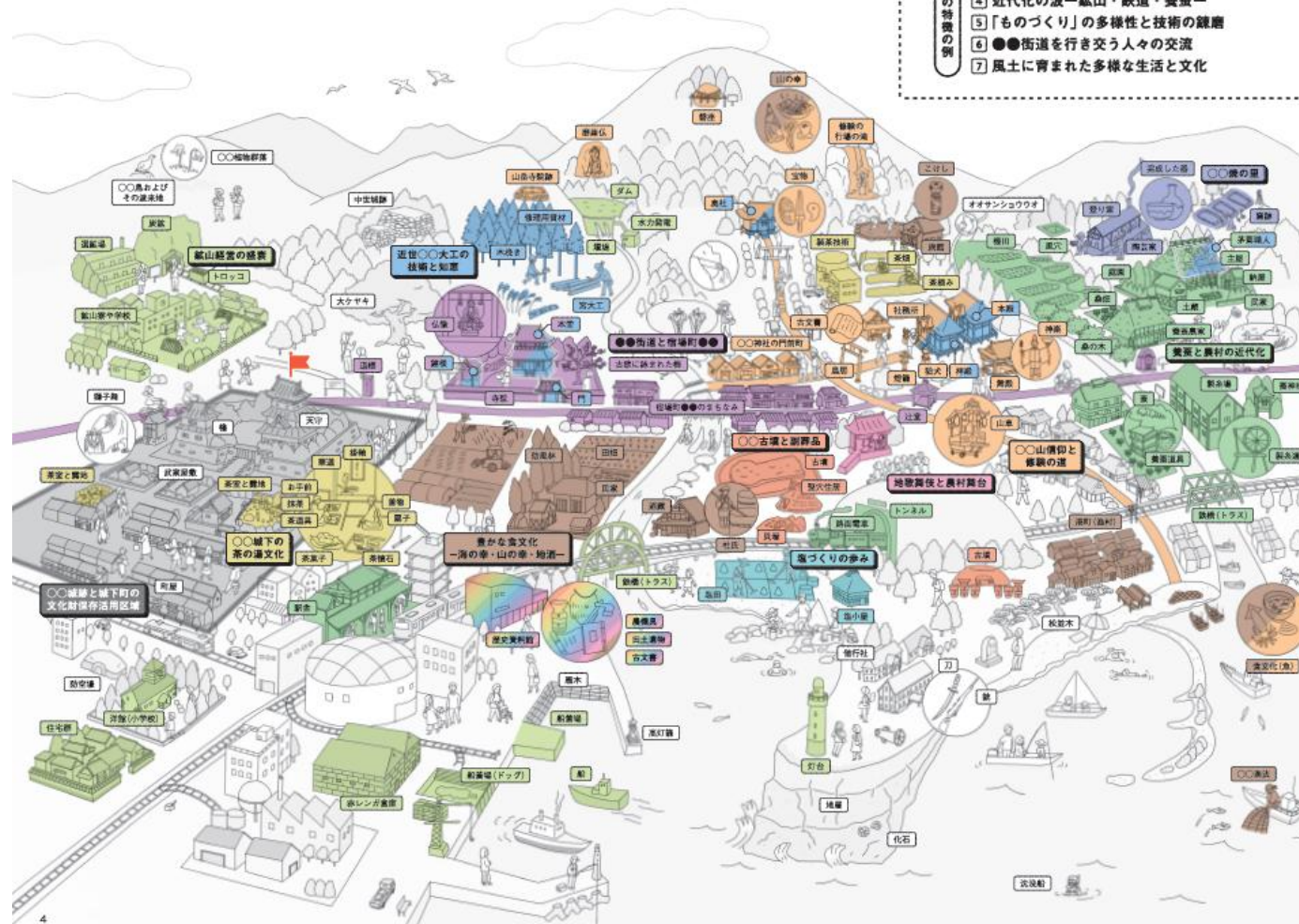
ー歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方ー

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。まちの将来像の実現に向けて歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定し、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。

歴史文化とは

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例
- ① ○○国の繁栄
 - ② ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - ③ ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - ④ 近代化の波一鉱山・鉄道・養蚕一
 - ⑤ 「ものづくり」の多様性と技術の継承
 - ⑥ ●●街道を行き交う人々の交流
 - ⑦ 風土に育まれた多様な生活と文化



◆ 都留市の場合（例）

旧石器時代：遺跡は少ないが約3万年前の人類活動が確認される。

縄文時代：遺跡の大半を占め、河岸段丘上に大規模集落と文化交流が展開。

弥生時代：稲作は限定的で、後期には地形制約により集落が減少。

古墳時代：遺跡がほぼなく、地域的空白期と考えられる。

奈良・平安時代：律令体制下で郡・郷が成立し地域編成が進展。

鎌倉時代：小山田氏の進出により武士支配と寺院が展開。

室町時代：小山田氏が谷村を拠点に地域支配を確立。

安土桃山時代：戦国終結期の支配交替と統治再編が進行。

江戸時代：村落体制と農業・絹織物生産が発展し地域社会が成熟。

明治～現代：行政・教育制度の整備により近代化が進展。

地形的特性や社会的状況、文化財の概要などをストーリーが分かるように記載

都留市【県指定、市指定、国登録】文化財

類型			国指定 ・選定	国選択	都道府 県指定 等	市町村 指定等	国登録	合 計
有形文化財	建造物		0	-	2	9	3	14
	美術 工 芸 品	絵画	0	-	3	3	0	6
		彫刻	0	-	0	1	0	1
		工芸品	0	-	0	16	0	16
		書跡・典籍	0	-	0	5	0	5
		考古資料	0	-	1	15	0	16
		歴史資料	0	-	0	7	0	7
無形文化財			0	-	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	-	0	8	0	8
	無形の民俗文化財		0	0	0	0	0	0
記念物	遺跡		0	-	1	7	0	8
	名勝地		0	-	0	2	0	2
	動物・植物・地質鉱物		0	-	2	9	0	11
文化的景観			-	-	-	-	-	0
伝統的建造物群			-	-	-	-	-	0
計			0	0	9	82	3	94



都留市【未指定】文化財

類型			合計	
有形文化財	建造物			
	美術 工 芸 品	絵画		
		彫刻		
		工芸品		
		書跡・典籍		
		古文書		
		考古資料		
		歴史資料		
無形文化財				
民俗文化財	有形の民俗文化財		?	
	無形の民俗文化財			
記念物	遺跡			
	名勝地			
	動物・植物・地質鉱物			
文化的景観				
伝統的建造物群				
(独自の類型等)				
計				0



類型		調査状況	調査状況及び課題	
有形文化財	建造物		?	
	美術 工 芸 品	絵画		
		彫刻		
		工芸品		
		書籍・典籍		
		考古資料		
		歴史資料		
無形文化財			・ 未指定文化財を把握するため悉皆調査等を実施し現況や課題を抽出する。	
民俗文化財	有形の民俗文化財			
	無形の民俗文化財			
記念物	遺跡			
	名勝地			
	動物・植物・地質鉱物			
文化的景観				
伝統的建造物群				

- ・ 市内に点在する文化財についての再調査を、市内7地域の「地域協働のまちづくり推進会」や仏教会に依頼（令和7年度3月）
- ・ 昭和50年代に都留市文化財審議会が刊行した悉皆調査成果（石造物、寺社）を現状と照らし合わせ、最新情報に更新。



- ・ 昭和50年代に都留市文化財審議会が悉皆調査の上刊行した『都留市の石造物』『都留市社記』について、四半世紀経過し、**書かれている情報や未指定文化財の所在が古くなっている。**
- ・ 当時の資料と**現況を突合し、「最新情報」に基づくリストを作成。**写真も再撮影する。



協働のまちづくり推進会
に依頼

- ・ 昭和50年代に都留市文化財審議会が悉皆調査の上刊行した『都留市寺記』について、四半世紀経過し、**書かれている情報が古くなっている。**
- ・ 当時の資料と、現況を突合し、**「最新情報」に基づく内容に更新。**写真も再撮影する。



（仏教会
に依頼）



表3.4 当市内指定等文化財一覧

■市指定文化財						
図中No.	大分類	中分類	細分類	文化財名称	所在地	指定年月日
40	有形文化財	石造物		菊花紋道祖神	豊科 本村	平成20年1月23日
49	有形文化財	石造物		本村の神代文字碑	豊科 本村	平成20年10月29日
70	有形文化財	石造物		新屋公民館前の大黒天と道祖神及び石造群	穂高 新屋	平成20年10月29日
109	有形文化財	石造物		池原の石造接吻道祖神	明科 瀬沢	平成20年10月29日
44	有形文化財	石造物		新田公民館前の鎌倉社谷汲地蔵	豊科 新田	平成20年10月29日
67	有形文化財	石造物		穂高神社の手洗石と手水舎	穂高 穂高	平成20年10月29日
68	有形文化財	石造物		穂高神社の神橋	穂高 穂高	平成20年10月29日
92	有形文化財	石造物		旧安楽寺跡の石造宝篋印塔	堀金 岩原	平成20年10月29日

現地調査情報を元に市で一括リスト化を行う。

- 宝地域協働のまちづくりにおける「石造物」「神社」の悉皆調査は完了。
- 昭和50年代に刊行した『都留市の石造物』『都留市社記』と整合した結果、【未掲載】の石造物は103件、【未掲載】の神社は3件確認された。
- また、『都留市の石造物』に掲載されているが、【所在不明】となった石造物が16件確認された。
- 過去の状態から破損や倒壊している石造物も見られる。保存の在り方をどのようにしていくかといった課題感がある。（例：自然のままにするのがよいのか、修繕を行うことが望ましいか、その財源については等。また、誰がどのように維持していくか）

→管理体制、財源など地域計画に記載すべき課題

調査一覧及び写真（一部）

【未掲載】都留市の石造物一覧（宝地域）

区分	類別	碑形	年代	高さ(H)	所在	GPS座標	備考
U		角柱状文字碑(大きく欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
M	六地藏	笠付浮彫立像(一部欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
Q		自然石文字碑			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
Q	地藏尊	舟形光背浮彫立像			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
N	地藏尊	舟形光背浮彫立像(一部欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
P	六地藏	舟形光背浮彫立像(一部欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
V		石板(詳細は不明)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
T	地藏尊	単身丸型立像(足元を残し欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
R	地藏尊	単身丸型立像(頭部欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
S	地藏尊	単身丸型立像(頭部欠損)			金井 桂林寺	35° 33'56.6"N 138° 53'44.8"E	
I		自然石文字碑			金井 若宮八幡神社入口	35° 33'54.3"N 138° 53'47.2"E	
b		角柱状文字碑			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	
Z		角柱状文字碑			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	
a		山状角柱状文字碑			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	
X		山状角柱文字碑			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	
h	首洗い桶	自然石			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	出土遺物
g		自然石文字碑			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	
e		舟形光背浮彫像？			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	うつ伏せで判別不可
c	庚申塔	舟形光背浮彫立像			金井 用津院	35° 33'47.2"N 138° 53'46.9"E	

e 未掲載_地域文化財(石造物)調査票



委員の役割

◆ 協議事項

- (1) 法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他文化財の総合的な保存活用に関し必要と認める事項。

委員の皆様をお願いしたいこと

～都留市の文化財を未来につなぐために、皆様の知見とお力をお貸してください～

1 都留市の文化財の価値を一緒に見つける

地域にある多様な文化財の魅力や価値を、一緒に掘り起こします。



💡 まだ知られていない価値も、皆様の視点で見つけ出すことができます。

2 地域の視点を計画に反映する

それぞれの立場や経験からのご意見を、計画づくりに反映します。



👥 多様な視点が集まることで、より良い計画につながります。

3 将来像を一緒に描く

20～30年後の都留市の姿を見据え、将来のまちづくりにつなげます。



🌱 皆様と描いた将来像が、未来の都留市をつくれます。

◆ 協議事項

- (1) 法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他文化財の総合的な保存活用に関し必要と認める事項。

2 地域の視点を計画に反映する

多様な分野の視点を持ち寄り、文化財の保存・活用をまちづくりにつなげます

学識や地域での実践など、
様々なアプローチでの協議を
ベースに計画に
反映



公共交通

移動しやすい環境をつくり、
文化財へのアクセスを
向上させます



広域連携

近隣自治体や団体と
連携し、魅力や価値を
広げます



福祉・ケア

すべての人が文化財に
親しみ、心豊かに暮らせる
地域を目指します



防災

文化財を災害から守り、
地域の防災力向上に
つなげます



地域産業

文化財を地域の産業や
ビジネスの活力につなげ、
持続可能なまちをつくれます



教育

学校教育や生涯学習と
連携し、次世代へ文化を
伝えます



地域資源

自然・景観・歴史・文化など、
地域の資源を総合的に
活かします



埋蔵文化財

地下に眠る遺跡や遺物を
適切に保護し、未来へ
つなぎます



デジタル

デジタル技術を活用し、
情報発信や記録・保存を
進めます



UD (ユニバーサルデザイン)

誰もが安心して文化財に
アクセスできる環境を
整えます



コミュニティ

地域の人々がつながり、
文化財を共に守り、
活かしていきます



多様な視点が集まることで、文化財の価値がより深まり、持続可能なまちづくりにつながります。

防災体制について

防災体制について

◆ 文化財防災の整備

- ・ 計画上は文化庁のガイドラインや文化財防災センターの活用などをベースに文言を作成する。
- ・ 文化財リストは地図に落とし、ハザードマップと重ね、災害時の救出計画などの作成も検討できる。
- ・ 具体的には「尾県郷土資料館」において消防署と連携し実施する文化財防火デーにおいて、災害時の資料の取り扱いや訓練体制に課題を（管理人・協力会等、住民側が特に）感じている。計画へのうたいこみとあわせて、伴走的にマニュアル作成などを実施する。

文化財の 防災・防犯について(補足)

近年、全国各地で地震や台風、大雨などの多くの自然災害が発生し、人命や財産に甚大な被害を及ぼしています。また、人口減少に伴い、見守る体制が薄れ、盗難や破損、火災などの被害も見られます。

現在、防災・防犯について、地域計画の中の記載方法は市町村に委ねていますが、必ず、以下の事柄については、地域計画内で触れるようにしてください。これまで認定した市町村の傾向としては、防災・防犯について課題・方針・措置で触れ、体制を推進体制のところに記載している市町村と、防災・防犯の章を設けて現状・課題・方針・措置・体制を記載している市町村があります。

- 文化庁の防火対策ガイドラインは国宝・重要文化財に対してのものですが、地方指定文化財や未指定文化財についても参考にしてください。

記述例

『『国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていく』

- 令和2年10月に、多様な文化財を対象に、これまでに築き上げてきた文化財等関連組織の幅広いネットワークを活かし、我が国の文化財防災の体制を構築するため、独立行政法人 国立文化財機構の本部施設として、「文化財防災センター」が設置されました。大規模災害の際、市町村は文化財防災センターなどの外部支援を都道府県に要請することができるようになりました。有事の際の要請などについても検討し、記述してください。

記述例

「大規模災害の場合、文化財防災センターなどの外部支援(文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣)を都道府県に要請する」

文化財防火デーの様子（左：資料運搬、右：消火訓練）



◆ 山梨県文化財防災ネットワーク協議会との位置づけ

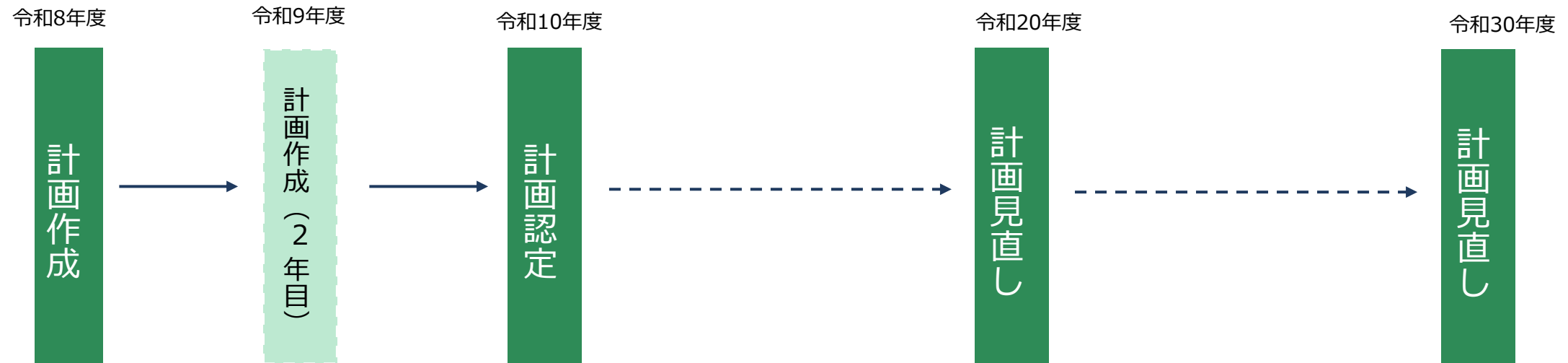
- ・ 令和7年度設立、8年度5月より運用している「山梨県文化財防災ネットワーク協議会」は、「県内の文化財かを災害から守り、未来へ継承するための総合的・持続的なネットワークを構築する」ことを目的に設立。
- ・ 地域計画の策定が進む中で、「地域総がかり」の体制を構築し、「①文化財防災に関する情報共有と連携強化」「②防災計画・マニュアル等の整備支援」「③研修・訓練の実施」「④災害発生時の協働体制構築」「⑤災害発生時のレスキュー活動」「⑥県民への普及啓発」を実施。
- ・ また、救済・支援の対象は時代、所有形態、制度指定の有無を問わず、すべての文化財としていることから、地域計画における指定・未指定の文化財リストがあることで、より具体的な連携を図ることを可能とする。

庁内連携について

課名	担当名	取組等	備考
総務課	危機管理担当	地域防災計画	文化財防災に係る章立てあり
企画課	企画担当	総合計画（R9スタート）	総合計画は地域計画の上位計画に位置付け
企画課	政策推進担当	まなびの未来づくり事業（探究型学習） 生涯活躍のまち	人口課題への「移住・定住」政策との連携、探究型学習を実践する法人との連携
地域環境課	地域振興担当	セーフコミュニティ 各自治会 協働のまちづくり 各種補助金 AIつるーと（公共交通）	都留市協働のまちづくり推進会との連携、自治会連携など現在活動している団体への「文化財」を軸とした普及活動や支援事業など
長寿介護課	高齢者支援室	通いの場連携（いーばしょ等）	文化財関連施設などをコアとする連携の構築（R6より、文化財や博物館を通じたコミュニティの構築を踏まえ、当該会議に担当が参加）
産業課	商工観光担当	つる観光戦略 フィルムコミッション ふるさと時代まつり 都留の観光を考える会※観光協会有志	観光資源に歴史分文化の特性やストーリー、時代ごとの魅力などを上乘せ・連動
建設課	都市計画担当	都市計画マスタープラン	「歴史・文化や自然等の地域資源の活用による本市らしさの創出と魅力づくり」等、計画に記載
学校教育課	学校教育担当	学校運営協議会（CS） 各種学校支援（学習支援、教職員支援）	教育大綱・教育振興基本計画は地域計画の上位計画に位置付け

課名	取組等	備考
地域防災計画	計画内に「文化財保護」の項目として、「文化財災害予防計画」を記載。	
地域福祉計画	施策展開について、「住民主体の地域福祉活動」をベースに、サロン等の交流の場への促進、都留市社会福祉協議会ボランティアセンターや都留市まちづくり市民活動支援センターなどステークホルダーとの連携や協働を取り上げ、「地域で活動する担い手」の必要性を記載。また孤独・孤立の解消や関係機関との連携を記載。	※現行計画はR8まで
景観計画	城下町/水文化/遺跡・史跡・歴史的建造物・遺構等/古道・旧道/社寺や身近な歴史文化/歴史文化を体感する伝統的な祭り・行事/ 的な景観など、都留市の景観を「歴史文化」の切り口から紹介し、「先人たちの営みに培われた歴史文化資産を継承し、活かす」を方針の一つに設定。また、景観形成地域の設定については「歴史的な文化景観との調和を図る」ものとして行為制限を設定。	
都市マスタープラン	「城下町であった歴史やこれまでに育まれてきた文化や遺産、豊かな自然等、多くの地域の資源・宝を有して」おり、「これらの地域の資源を大切に保全・継承し、活かすことで、特色のあるまちづくりを進めていくことが求められ」と課題を設定し、「城下町の歴史的まちなみや富士山の眺望等の本市らしい魅力ある景観づくり」を方向性に設定。「ウォーキングトレイル等の歴史・文化資源を歩いて巡ることのできる散策路や遊歩道のルート充実、維持管理」や「指定文化財への説明板の設置を推進」等を具体的な取組として記載。また、「全地域のエンタランス的役割を果たすミュージアム都留を、本市の歴史、伝統、文化資産にアプローチする入口として有効活用」することを市街地の景観づくりの方針としている。	
観光戦略	「寛容な文化＝富士の麓の小さな城下町」を市民が本質的に受け入れ、シビックプライドが育っていることを4年後の目指す姿として、観光資源活用戦略を展開。「ふるさと時代まつりやお茶壺道中の充実」「勝山城跡の活用」「城下町風の街並みづくりの推進」「十日市場・夏狩湧水群を利用した観光客の誘客」など、歴史特性的なエッセンスも強い。また、インバウンド戦略として観光ガイドの多言語対応、観光関連団体等の広域連携、都留文科大学学生との連携を設定。	※現行計画はR8まで
教育大綱・教育振興基本計画 （学校教育の部分）	「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」として、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」「かわり」を創出することで「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出され、地域コミュニティのウェルビーイング向上につながるものと設定。ウェルビーイングの実現にはCSや地域学校協働活動の一体的な推進や「地域学校協働活動推進員」等のコーディネーターの育成が鍵と位置づけ。	

スケジュール



- 令和8年度、令和9年度に都留市の地域計画（案）を作成し、令和10年度7月の前期認定において文化庁の認定を受ける。
- 文化財保護法第183条の3第8項「市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。」に基づき、HPや広報媒体において、当該計画の周知を図る。
- 計画期間は10年間ごとに見直しを図るものとする。